

# 基本的施策の推進

## 人権教育の推進

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況(令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
学校教育における人権教育							
ア 発達段階に応じた人権教育の推進	【人権教室】人権擁護委員が講師となり、次世代を担う子どもたちが人権教室を通じて命を大切にする気持ちや、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、中学1年生を対象とした「人権教室」を開催する。	人権推進課	令和4年度と同様に法務省の指示により学校側から要請が無い限り、行わないことになり、学校側からも要請が無かったので実施しなかった。	令和2年から人権教室は行っておらず、人権擁護委員も変わっているため、実施方法を把握していない。他市町村の人権教室を見学し、参考にしながらどのように行うか検討する。			
	【人権教室・人権集会】人権擁護委員が講師となり、人権教室を通じて命を大切にする気持ちや、他者への思いやりの心を培い、人権に対する理解を深めるため、「人権教室」を開催する。	教育指導課	各校において、人権メッセージや人権ポスターなどを作成し発表した。 学級活動において、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、互いを尊重し、協力し合って生活できる好ましい人間関係づくりに努めた。(随時) ・各中学校区ごとに児童生徒自らが、あいさつや緑化運動等を地域に広めていこうと、あいさつ運動や全校集会で活用することで人権教育への啓発を行った。 ・「道徳の時間」を通して思いやりの心を育んだ。(随時) ・「いじめをなくそう仲良し週間」を設定し、いじめ防止授業や「道徳の時間」を通して思いやりの心を育んだ。(5月・9月)	人権教育、マナーアップ推進事業については例年実施しており、児童生徒の人権に対する意識も高まっている。本年度も「いじめをなくそう仲良し週間」を設定し、全校で実施してきた。道徳や学級活動を通して、いじめ防止に向けた取組を行うとともに、委員会活動や生徒会活動など、児童生徒主体によるいじめ防止に関する取組が展開された。これまでの取組を発展させ、令和6年度は「いじめ防止プログラム」を策定した。今後も、成果と課題を明確にして人権教育を継続していきたい。			
	【人権メッセージ等の募集】憲法で保障されている国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、小・中学生を対象に人権週間に合わせて人権習字・メッセージの募集展示、入賞者表彰等を行う。	人権推進課	市内小・中学校から募集し、人権に関する習字39点及び人権メッセージ48点の入選者を选出。人権週間(12/4~10)に合わせて市役所ロビーに展示し、その後、文化会館に1週間展示。入選者の作品を冊子にして作成し、各学校に配付した。 【応募数】 人権メッセージ：1,935点(小学校)、970点(中学校) 習字：1,559点(小学校)、79点(中学校) 【令和4年度応募数】 人権メッセージ：2,552点(小学校)、766点(中学校) 習字：2,052点(小学校)、67点(中学校)	人権週間にあわせて小中学生に人権について考えてもらう機会を設けられた。			
	【マナーアップ推進事業】各小中学校であいさつ運動を実施する。また保幼小中高一貫教育の観点から、小中高と地域が一体となったあいさつ運動も行う。	教育指導課	・人権作文コンクールに向けて、人権を意識した作文を書き出品し人権意識の向上や日常化を図った。(8月、9月) ・人権週間の取組の一環として、小学校で人権メッセージ・人権習字に取り組み、作品を掲示し人権に関する環境を整えた。また、児童生徒が主体となって、いじめ防止について考える場を設定した。(5~12月)	人権教育については、学校生活の様々な場面で意識してきた。現在は、改めて意識しなくても人権を尊重することができる環境や人間関係を構築することができている。市内のある小学校では、同じクラスに在籍している障害のある児童に向けて温かいメッセージを書いている様子が見られた。 日頃から人権を意識する生活をすることがメッセージ等の活動につながっているといえる。	いじめ防止について考える場を設定したとあるが、具体的にどうやう話があったか。	5月にはクラス毎にいじめ防止に向けたスローガンを作成し、集会等で発表した。「みんな なかよし ふわふわ ことばで にっこりえがお」というスローガンを考えた小学1年生のクラスでは、相手の心を温める「ぽかぽか言葉」を集められた。「ともだちになろう!」「いっしょにあそぼう!」「だいじょうぶ?」といった言葉が集められた。 スクールカウンセラーによる授業プログラムでは、心がもやもやしたときの対処法について考える活動が行われた。中学校の道徳の時間では「『いじり?』『いじめ?』」という読み物資料を扱い、日常で見られる場面を通して、いじめといじりの違いについて考えを交流した。	
	【総合的な学習の時間における人権教育の実施】男女混合のグループによる話し合い活動や学習活動を行ったり、地域の人との関わり合いを重視した交流活動を実施したりする。	教育指導課	各小中学校におけるあいさつ運動に加え、11月に行われる各中学校区でのきらめきフォーラム活動に取り組んだ。	・人権教育、マナーアップ推進事業については計画的に実施しており、児童生徒の人権に対する意識は高まっている。今後も継続して実施していくことが必要である。 ・「いじめをなくそう仲良し週間」に関連して、中学生が小学校を訪ねて、一緒にあいさつ運動に取り組む様子がホームページに紹介されている。コロナ禍も明けたことで、今後は対面で集まっての心温まる運動が広がっていくことを期待したい。			
			小中学校における総合的な学習の時間においては、男女混合のグループで調べ学習や意見交換等を行い、お互いの考え方や立場を尊重する態度を育てた。	・全教科領域での学習活動をとおして、児童生徒がさらに自己肯定感を高め他者を受け入れ合えるような授業改善を継続していく必要がある。 ・総合的な学習の時間において、車いす体験やアイマスク体験等、社会福祉協議会はじめとした各種団体の協力を得ながら、体験活動を実施することができた。また、まちづくり協議会の方々の協力によって、米づくり体験や昔遊び等と一緒に体験することができた。今後も地域との連携を継続していきたい。			

## 令和5年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

2/12

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況 (令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
学校教育における人権教育							
イ 学習内容及び指導方法の充実	【全教育活動における人権尊重の視点に基づいた学習活動】 児童生徒が取り組む集会活動の充実や体験的な学習活動や問題解決的な学習活動を充実させる。 【人権教育総合推進地域事業】 学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の充実を図る。	教育指導課	・「考え方、議論する道徳」を実践し、児童生徒が自分の考え方や体験を話したり、他者の意見を聞いて受容し合ったりする授業を行った。 ・全教科において、児童生徒が主体となる協働学習を取り入れ、それぞれの考え方を深めることができるように授業を展開した。	道徳科の授業が教育活動全体の要となって機能することで、他教科・領域における体験活動を意義深いものにすることができる。令和6年度から始まる「いじめ防止プログラム」においても、そうしたことを念頭に置いて、市内小中学校で取り組んでいくようにしたい。			
ウ 教職員の資質向上	【人権教育研修講座】 人権教育の推進と充実を目指し、教職員を対象に研修会を開催。教育委員会主催であり、人権推進課長が講師を務める。 市及び教育委員会主催の人権教育講演会への教職員の参加。	人権推進課	4月17日（月）に守谷市に初めて赴任する25名の教職員研修会の中で人権啓発映画「ホーム」の上映会を行った。  8月4日（金）に市及び教育委員会との共催で、人権教育講演会（YouTube配信）を開催し、市民や教職員等が参加した。 演題 「スマホ時代の子どもたちに大人ができること～地域・家庭でのルールづくりと子どもが安心できる声かけ～」 講師 石川 千明氏（NPO法人 奈良・地域の学び推進機構） 再生回数 484回 (令和4年度:Zoomでの生配信: 194アクセス)	守谷市に初めて赴任の教職員及び新規採用教職員を対象とした研修では有効なため、今後も行っていく必要がある。			
	【人権教育啓発】 初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員、各校人権教育主任を対象に、人権教育の理解と啓発を図る。	教育指導課	4月17日（月）に守谷市に初めて赴任する25名の教職員研修会の中で人権啓発映画「ホーム」の上映会を行った。  8月4日（金）に市及び教育委員会との共催で、人権教育講演会（YouTube配信）を開催し、市民や教職員等が参加した。 演題 「スマホ時代の子どもたちに大人ができること～地域・家庭でのルールづくりと子どもが安心できる声かけ～」 講師 石川 千明氏（NPO法人 奈良・地域の学び推進機構） 再生回数 484回 (令和4年度:Zoomでの生配信: 194アクセス)	人権教育研修講座は、特に初任者及び守谷市に初めて赴任してきた教職員に対しては非常に有効である。今後も継続していきたい。			
	【人権教育講演会】 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に毎年、市及び教育委員会との共催により、講師を招いての講演会を開催する。	学校教育課	4月17日（月）に守谷市に初めて赴任する25名の教職員研修会の中で人権啓発映画「ホーム」の上映会を行った。  8月4日（金）に市及び教育委員会との共催で、人権教育講演会（YouTube配信）を開催し、市民や教職員等が参加した。 演題 「スマホ時代の子どもたちに大人ができること～地域・家庭でのルールづくりと子どもが安心できる声かけ～」 講師 石川 千明氏（NPO法人 奈良・地域の学び推進機構） 再生回数 484回 (令和4年度:Zoomでの生配信: 194アクセス)	市内全教職員に参加していただくため、夏休み期間中に開催している。継続的な開催により、人権の啓発、人権意識の高揚に寄与している。例年中央公民館で対面式で行っていたが、コロナ対策としてオンラインで実施した。令和4年度もZoomで生配信したが、今年度は約1週間の配信期間を設け、多くの人に視聴できるようにしたところ、多くの再生回数を確認することができた。	新規採用職員を対象に人権推進講師に当市の人権推進事業を説明（教育指導課）。		

## 令和5年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

3/12

(1) 施策の方向	(2) 事業名 事業の内容	所管課	(3) 事業実施状況 (令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
社会教育における人権教育							
ア 家庭教育の充実	<p>【もりや学びリレーション(家庭教育講座)】 親として子どもの健全な成長を願い、子育ての責任と大切さについて学ぶ機会とする。</p> <p>【もりや学びリレーション(守谷市家庭教育講演会)】 「子育て支援・生涯学習」事業の一環として、家庭教育力の向上や生涯学習の啓発を図る。</p>	生涯学習課	<p>令和5年度はコロナ感染対策に変化が生じた。市の施行規則にそい参加者の健康・安全を第一に考えながら企画・運営に務めた。</p> <p>【家庭教育講座】 第1回「親子で読書を楽しもう！」守谷中央図書館長平塚恭子氏はじめ職員3名による親子参加型の図書館活用法についての楽しい講話を土曜日に実施。受講者30名（申込親子16組）（令和4年度：29名） 第2回「子どもの成長と教育環境のつながりとは」 前守谷中学校長小池義寿氏による教育現場をとおして見えた子どもの姿、健やかな成長に着目した講話。受講者42名（申込56名）（令和4年度：54名） 第3回・第4回「科学の目を大きくふくらませよう（親子科学体験教室）」対象を小学1年生から4年生と小学5年生から中学生の2回に分け、内容も子どもの発達段階をふまえた社会教育指導員小口勝洋氏による実験教室。第3回は申込超過から抽選による人数制限あり。第3回受講者47名（親子23組・申込は70組）第4回受講者38名（親子19組・申込20組）（令和4年度：第3回・第4回併せて112名） 第5回「花を描く一版多色刷りの世界へ（創作教室）」 前郷小学校教頭山野正三氏による年齢に捉われないで楽しめる彩色の実技教室。申込超過から抽選あり。参加者24名（申込37名）（令和4年度：32名） 第6回「人生に夢は必要か？」 プロサッカー選手豊嶋邑作氏（FC ROWDY MORIYA注：講座当時）の実体験が盛りだくさんのキャリア教育も意図した講話。受講者21名（申込26名）（令和4年度：27名） 第7回NTTドコモ「スマホ・ケータイ安全教室」事務局と連絡を密に取り、既存のオンデマンド配信を保護者や教職員に分かりやすく紹介。ネットいじめやデジタルタトゥー等の正しい理解や防止策を学ぶ機会とした。受講者実数は不明（案内は保幼小中学校保護者1万名対象に発信） （令和4年度：オンデマンドで実施のため参加者数把握不可） 第8回「正解の見えない社会 ふんばれる人の育て方」身近な話題をもとに社会教育指導員堀越正弘氏による講話と受講者を小グループに分け情報交換を取り入れて実施。当日の降雪により開催が危ぶまれた。受講者9名（申込20名）（令和4年度：18名） 【守谷市家庭教育講演会】 元茨城県教育委員会教育長柴原宏一氏による講演。演題は「教員の魅力って？親子のつながりと教員」講師の高校教師体験をもとに親子が互いに思いやる姿や担任教師として生徒や保護者に対峙する講師の姿がけりとじて運かざらうな2時間にならなかった受講者42名（申込26名）</p>	<p>令和5年度は年間計画どおりに実施できた。参加しやすい講座日程やオンデマンド配信の視聴、親子での参加型講座などを取り入れた。3月の講座ではコロナ禍前の講師と受講者、受講者同士の情報交換の機会を積極的に取り入れて実施した。令和6年度も誰もが健やかに暮らせるやさらぎに満ちた社会の実現に向け、参加者の緩やかなネットワークの構築や家庭教育力向上のために寄り添える企画・運営に努めていくようする。また、市役所各課や市民団体等の企画と重複しないよう配慮を継続していく必要がある。</p>	<p>【もりや学びリレーション（家庭教育講座）】 親として子どもの健全な成長を願い、子育ての責任と大切さについて学ぶ機会を計画的に提供する。（複数回実施） 【子育て・親育ちの啓発講話】 就学時健康診断で新入児の保護者対象とした子育て・親育ち講話を実施する。（資料の配付・配信） 【もりや学びリレーション（守谷市家庭教育講演会）】 生涯学習事業の一環として、家庭教育力の向上と生涯学習の啓発を図る。（年一回実施）</p>		
イ 生涯学習機会の提供	<p>【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。</p> <p>【公民館事業】 各公民館で、子育て等各種教室を実施することにより、人権啓発を図る。</p>	生涯学習課	<p>生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。</p> <p>定期使用：手編み、民謡、書道 定期使用以外：出前サロン、子ども会、シニアクラブ、自治会等</p>	<p>生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。</p> <p>定期使用：手編み、民謡、書道 定期使用以外：出前サロン、子ども会、シニアクラブ、自治会等</p>	<p>施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。</p> <p>定期使用：手編み、民謡、書道 定期使用以外：出前サロン、子ども会、シニアクラブ、自治会等</p>	<p>【東板戸井集会所施設維持管理事業】 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。</p>	
ウ 人権教育を推進する指導者の養成	<p>【人権教育講演会】 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に、毎年市及び教育委員会との共催により、外部講師による講演会を開催する。</p> <p>【人権啓発研修会】 人権週間に併せて「文化会館人権啓発研修会」を開催し、人権に関するさまざまな問題について学習し、見識を深めてもらう。</p>	人権推進課	<p>8月4日（金）に市及び教育委員会との共催で、人権教育講演会（YouTube配信）を開催し、市民や教職員等が参加した。</p> <p>演題 「スマホ時代の子どもたちに大人ができること～地域・家庭でのルールづくりと子どもが安心できる声かけ～」 講師 石川 千明氏（NPO法人 奈良・地域の学び推進機構） 再生回数 484回 (令和4年度:Zoomでの生配信：194アクセス)</p>	<p>期間を設けての講演会を開催でき、県内市町村や市民、出先機関等、令和4年度より多く募集案内をしたこと、参加者を増やすことができた。</p>			
		人権推進課	<p>【人権啓発研修会】 12月の人権週間に併せて文化会館で「人権啓発研修会」を開催し、教育関係者及び当館利用者等の22名が参加した。</p> <p>期日 12月2日（土） 演題 「今改めて考えたい人権問題一とともに生きる社会を目指して」 講師 倉持 功 氏</p>	<p>人権意識を高めるために、今後もさまざまな人権課題のテーマの研修会を開催し続けることが必要とされる。</p>			

## 人権啓発の推進

(1) 施策の方向	(2) 事業名 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
市民への人権啓発						
ア 学習機会の提供	【人権啓発研修会】 人権週間に併せて「文化会館人権啓発研修会」を開催し、人権に関するさまざまな問題について学習し、見識を深めもらう。	人権推進課	【人権啓発研修会】 12月の人権週間に併せて文化会館で「人権啓発研修会」を開催し、教育関係者及び当館利用者等の22名が参加した。 期日 12月2日(土) 演題 「今改めて考えたい人権問題とともに生きる社会を目指して」 講師 倉持 功氏 (令和4年度:30名)	人権意識を高めるために、今後もさまざまな人権課題のテーマの研修会を開催し続けることが必要とされる。		
	【主催講座における人権啓発】 文化会館で主催している講座カリキュラムに人権啓発DVD作品を鑑賞する時間を設け、学習の機会とする。	人権推進課	【主催講座における人権啓発DVD鑑賞】 ・ピラティス講座～体幹を鍛える健康運動(DVD:人権問題啓発映画「ホーム」) 3名(ボディメイクコース:15名、 チエアトレーニングコース:18名と2コマに分けて開催) (令和4年度:ピラティス講座 Aコース:15名、Bコース:15名 2コマに分けて開催)	講座受講生という少ない人数でありながら、人権問題啓発映画「ホーム」を鑑賞することで、市民を対象に学習機会を設けることができた。		
	【人権教育講演会】 人権問題についての理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消と人権意識の高揚及び人権文化の構築を目的として、市民や企業及び団体、議員、教職員等を対象に毎年、市及び教育委員会との共催により、講師を招いての講演会を開催する。	学校教育課	8月4日(金)に市及び教育委員会との共催で、人権教育講演会(Youtube配信)を開催し、市民や教職員等が参加した。 演題 「スマホ時代の子どもたちに大人ができること～地域・家庭でのルールづくりと子どもが安心できる声かけ～」 講師 石川千明氏(NPO法人 奈良・地域の学び推進機構) 再生回数 484回 (令和4年度:Zoomでの生配信:194アクセス)	市内全教職員に参加をいただくため、夏休み期間中に開催している。継続的な開催により、人権の啓発、人権意識の高揚に寄与している。例年中央公民館で対面式で行っていたが、コロナ対策としてオンラインで実施した。令和4年度もZoomで生配信したが、今年度は約1週間の配信期間を設け、多くの人に視聴できるようにしたところ、多くの再生回数を確認することができた。	新規採用職員を対象に人権推進課を講師に当市の人権推進事業を説明(教育指導課)。	
イ 啓発内容の充実と多様な啓発媒体の活用	【広報もりやの活用】 「人権週間」をはじめとする強化期間などの広報活動や人権擁護委員等による啓発活動の紹介を掲載する。	人権推進課	広報もりやを活用し人権啓発を行った。 5月号 人権擁護委員の日のお知らせ 8月号 「こどもの人権110番」強化週間のお知らせ 10月号 秋の行政週間のお知らせ 10月号 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間のお知らせ 11月号 人権週間のお知らせ	広報以外でもSNSを利用してのお知らせ(行政相談週間)をすることができた。広報のお知らせは法務省や総務省からの通達のみなので、市独自の啓発活動等を掲載することができないか検討する必要がある。令和5年度は市政情報モニターを利用して、各相談の開催を掲載した。		
	【館内掲示・市ホームページ活用】 人権週間に併せて行われた「文化会館人権啓発研修会」や主催講座募集・職業相談を紹介し、人権週間や隣保館活動を市民に周知する。	人権推進課	【館内掲示・市ホームページ活用】 主催講座募集・職業相談について広報・ホームページに掲載した。 ・主催講座:ピラティス講座募集(6月号) ・職業相談:年6回(偶数月第3水曜日)開催されることをホームページに掲載	館内掲示や広報、ホームページで、講座募集や職業相談について、掲載した。		
ウ 国、県、関係団体等との連携による啓発活動の充実	【守谷市人権施策推進基本計画の推進】 守谷市における人権施策に関する施策を総合的に推進していくために「守谷市人権施策推進基本計画」に基づいて、各施策の取組を推進する。	人権推進課	令和5年7月1日(火) 第一回守谷市人権施策推進協議会を実施した。各課における人権に関する各施策の推進の取り組みや、令和4年度の事業の進捗状況について報告した。	守谷市人権施策推進基本計画に基づく各課の施策の評価を年に一度、協議会で実施している。基本計画が作成されて10年が経ち、基本計画にはない人権問題が近年は発生している。近年中に基本計画を見直す必要がある。		課題に、現行の基本計画にはない人権問題が近年は発生していると記載されているが、どのような人権問題が発生していると認識されているか。
	【街頭啓発キャンペーン】 商工まつりや人権週間(12月4日～10日)にあわせて人権擁護委員等と、広く市民に人権の大切さについての認識を深めることを目的に、街頭啓発を行う。	人権推進課	9月30日(土) 守谷駅西口広場(商工まつり)で、人権擁護委員4名と行政相談員2名による街頭啓発を実施。チラシ及び啓発グッズ100セットを配布した。 12月8日(金)市・教育委員会・人権擁護委員・市内中学生による街頭啓発キャンペーンを実施。守谷駅及び市内店舗(2箇所)で啓発用品(啓発用品700部)及びチラシを配布した。 (令和4年度:商工まつりの街頭啓発なし。人権週間は守谷市役所及び中央図書館で啓発用品120部を配布)	令和4年度まではコロナ禍のため規模を縮小した啓発活動していたが、令和5年度は例年行っていた商工まつりや人権週間にあわせて守谷駅及び市内店舗で啓発グッズを配布することができた。啓発グッズを受け取ってくれない方もいるため、配布物や配布方法を検討する必要がある。		法務省の人権課題として17項目あり、そのうちのアイヌの人々、北朝鮮当局による人権侵害問題、ホームレス、性的マイノリティ、人身取引、震災等の災害に起因する偏見は守谷市人権施策基本計画にはない人権問題が発生していると認識している。
	【隣保館運営事業】 茨城県隣保館連絡協議会との連携により、人権啓発用品を配布し、守谷市文化会館単独での啓発用品も配布した。	人権推進課	茨城県隣保館連絡協議会との連携により、窓口にて人権啓発用品を配布した。(通年実施) また、国・県からのポスターなどの掲示や、守谷市文化会館単独での啓発用品を配布した。(通年実施)	限られた予算の中で効果的な啓発用品を購入する必要がある。啓発用品の配布により来館した市民に人権意識の向上を図ることができた。		
企業等への人権啓発						
ア 企業内人権研修への支援	【人権研修会への支援】 企業における人権学習・啓発について、企業内研修への講師派遣や研修会を通じて自主的な教育・啓発活動を支援する。	人権推進課	令和5年度においては、市内企業等19か所に対し、8月4日(金)～8月13日(日)に開催した人権教育講演会の案内をして、講演を聴いていただいた。(令和4年度:市内企業等33か所)	企業における人権学習・啓発について、市から情報を発信していく必要がある。また、事業主に対して、就職差別について「公正な採用選考」についての啓発も必要である。		企業内研修を支援とあるが、どのような内容なのか。昨今、中小企業を含む企業に対し、「ビジネスと人権」に関する取組が求められているが、本研修では「ビジネスと人権」に関する内容も含まれているか。また、令和4年度では市内企業33か所で講演を実施したのに対し、令和5年度では19か所に減少している。これには何が理由はあるか。(需要が減ったということ)
	【就職の機会均等の確保についての広報】 就職の機会均等の確保についての広報を実施する。	経済課	常総公共職業安定所から毎週求人情報の提供があり、随時ホームページに掲載した。茨城県が実施する就職説明会の情報なども随時掲載した。	定期的に情報提供を行うことで、就職の機会均等の確保に繋げた。		守谷市が主催する研修会に参加してもらう内容となっている。企業の方には事業実施状況に書かれている人権教育講演会が開催される時に参加案内をしている。「ビジネスと人権」に関する内容は含まれていない。例年、市内企業等に人権教育講演会の案内をしているが、参加する企業が少なくなっている。令和5年度はこれまで参加していた企業に案内したため、減らしている。

## 相談・支援体制の充実

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
相談・支援に関する取組の充実	<p><b>【人権相談】</b> 人権擁護委員が市民の人権にかかる相談に応じ、適切な指導助言を行う。 (いじめ・体罰・暴行・虐待、差別、名誉棄損・プライバシー侵害、セクハラ、インターネット上の誹謗中傷など)</p> <p><b>【法律相談】</b> 市民が抱える法律措置の可能な相談について、法律専門家である弁護士が具体的なアドバイスや解決策を与える無料法律相談を毎月第1・第3木曜日(原則)に開催する。</p> <p><b>【行政相談】</b> 市民の相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などをを行う。</p> <p><b>【職業相談事業】</b> ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催。</p> <p><b>【生活相談事業】</b> 隣保館運営において、生活相談員を2名委嘱し、地域住民の生活上の相談対応を行う。</p> <p><b>【児童発達支援】</b> 発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対して各種相談に応じる。また関係機関との連携を図る。</p> <p><b>【守谷市総合教育支援センターの活用】</b> ・学習、友達関係、いじめ、不登校等、児童及び保護者の様々な心の悩みについて相談を受けることで、不安や悩みの緩和・解消を図るとともに、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、迅速な対応により解決を図る。 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に応じていく</p> <p><b>【適応指導教室の実施】</b> 適応指導教室(『はばたき』)は、学校への登校に対し不安を感じている子どもたちへ、再登校のための支援や相談を行う。様々な活動を通して子どもたちの社会性や協調性等を養い、自立心を培う援助を行う。</p>	<p>人権推進課</p> <p>令和5年度は4、6、8、10、12、2月の全6回相談日を設けた。相談件数は3件であった。 (令和4年度: 2件)</p> <p>人権推進課</p> <p>令和5年度は月1回の相談回数を月2回に増やし、原則毎月第1と第3木曜日の全24回実施した。令和5年度の相談件数は135件。 (令和4年度: 95件) (相談内容内訳) 相続41件、離婚22件、契約問題14件、金銭問題11件、遺言6件、成年後見人5件、隣人問題4件、損害賠償4件、労働問題1件、公正証書1件、パワハラ1件、養育費1件、その他24件 (令和4年度: 相続25件、契約問題12件、金銭問題10件、離婚8件、遺言5件、成年後見人4件、境界3件、損害賠償3件、破産手続き2件、財産分与2件、パワハラ1件、その他20件)</p> <p>人権推進課</p> <p>令和5年度は偶数月第2月曜日の全6回相談日を設けた。令和5年度の相談件数は3件であった。 (令和4年度: 2件)</p> <p>人権推進課</p> <p>偶数月の第3水曜日の全6回、相談日を設け、常総公共職業安定所の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として開催している。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター・チラシなどの案内を地域住民に配布している。 相談件数: 15件 (令和4年度: 0件)</p> <p>人権推進課</p> <p>市が委嘱した生活相談員2名により、地域住民の生活上の相談を受け、必要に応じて関係機関と連携をとり、地域住民の福祉の増進を図った。(通年実施) 令和5年度 相談日数(192日)、件数(202件) (令和4年度: 174日、174件)</p> <p>おやこ保健課</p> <p>令和5年度実績 相談件数910件(令和4年度: 917件) 発達に関する事、就園・就学に関する事等の相談に応じた。</p> <p>教育指導課</p> <p>・守谷市総合教育センターは、月曜日～金曜日(9:00～16:00)で相談等を行っている。 ・令和5年度の相談等の件数は以下のとおりである。 電話相談 355件(令和4年度: 286件) 来所相談 295件(令和4年度: 399件) 訪問相談・支援 934件(令和4年度: 776件) ・発達に困難さがある保護者向けにペアレントトレーニングを3回実施した。</p> <p>教育指導課</p> <p>・令和5年度の入室生は中学生11名、小学生2名の計13名であった。体験入室は6名になり、計19名の児童生徒が関わっている。適応指導教室では、児童生徒へ学習・生活習慣の支援だけでなく、保護者に対しても児童生徒の現状や進路も含めた面談や相談を行っている。 (令和4年度: 中学生12名、体験入室8名、計20名) ・学校との連携を密にしながら個に応じた援助指導を行い、児童生徒一人一人にとって家庭教育も含めた包括的な教育支援を継続している。</p>	<p>2か月に1回相談を開催しているため、突然の相談には対応できない場合がある。その時には法務者が案内している電話相談を案内している。</p> <p>令和5年度は月1回の相談日を月2回に増設したため、相談件数が40件増えた。受付日から6か月先まで予約できるようにしたので、相談者の希望に柔軟に対応することができたが、予約日から相談日まで期間が空くので、相談者が相談日を忘れることがないように相談日の1週間前に予約確認を入れるようにし、キャンセルがないようにした。</p> <p>令和5年度は広報だけではなく、SNSや市政情報モニター、街頭啓発等で開催案内をすることができた。</p> <p>令和5年度はホームページに開催記事を掲載するだけではなく、Morinfoで新着情報を載せるようにしたことで、相談件数が大幅に増えた。令和6年度も同様に周知していく。</p> <p>相談活動を通じ、地域住民の福祉増進が図られている。</p> <p>保護者からの相談に応じると共に、必要に応じて、教育委員会や保健センター、保育所・幼稚園等の関係機関とも連携を図っている。</p> <p>・アウトリーチも含め、総合教育支援センターの業務内容の理解が学校や保護者に進み、その機能を發揮しつつある。しかし、一つ一つの案件が複雑化しており、その解決に向けて取り組むための時間が長くなりつつあり、勤務時間を超過して相談業務に当たっていることも少なくない。 ・相談等の内容に見合った相談体制の充実を図ることが必要である。</p> <p>令和4年度より校内フリースペースを設置し、登校はできるものの教室に入るのが難しい生徒にとっての教室との橋渡し役を担う取組を開始した。令和4年度より中学校区ごとに拠点校を設けて、小学生を対象にした校内フリースペースを設置した。令和4年度は小学校で138名(のべ)の児童が、中学校では481名(のべ)の生徒が利用をしている。児童生徒の居場所づくりを今後も継続していかたい。</p>	<p>「市民人権窓口」的な、人権に対する困りごとや悩み等を相談できるシステムを導入して相談内容を聞いて頂くことで少しほとが落ち着くのではないか。</p> <p>人権相談日以外に電話や窓口でも困りごとや悩み事は聞くことがありますが、相談件数が多くないので、システムを導入する必要性は低いと考えている。電話や窓口での対応で満足して頂けることは多い。</p>		

## 分野別施策の推進

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況(令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
女性の人権						
ア 男女共同参画を推進するための意識づくり	【男女共同参画への啓発・教育の推進】 ・市民、事業者、市役所職員対象の男女共同参画に関する研修を開催し、意識啓発に努める。 ・男女共同参画絵てがみコンクールを実施する。	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員向けにダイバーシティに関する研修会を行った。(管理職30名、新規採用職員及び主事級職員32名) <b>(令和4年度：係長級職員34名)</b></li> <li>市民向けにダイバーシティに関する講演会を行った。(オンラインでの開催 申込者15名)</li> <li>ダイバーシティに関する意識の醸成を図るために、「みんなキラリ」と題した連載記事を広報及び市ホームページに掲載した。</li> <li>冬休みに小学5年生と中学2年生を対象に、男女共同参画絵てがみコンクールを実施。小学5年生は389作品、中学2年生は223作品の応募が寄せられた。小学生の部と中学生の部でそれぞれ最優秀賞1名・優秀賞3名・佳作4名を選出し、入賞者には賞状と記念品を学校経由で贈った。<b>(令和4年度：小学5年生344作品、中学2年生223作品)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員や市民に対して、ダイバーシティに関する意識の向上と理解を深め、今後の業務に活かしていくための研修を行った。</li> <li>市内の小中学生に、性別に関わらずお互いを尊重しあう意識づくりや職業選択等の男女共同参画について考えてもらう機会となった。</li> </ul>		
	【男女共同参画推進計画の推進】 男女共同参画社会の実現に向けて市の目指す方向を明らかにし、進捗状況を管理することで男女共同参画の意識づくりを行う。	人権推進課	令和5年6月27日(火) 令和5年度第1回守谷市男女共同参画推進委員会を開催した。各課における第三次守谷市男女共同参画推進計画の実施状況と「守谷市ダイバーシティ宣言」(令和5年3月23日(木)制定)、「いばらきダイバーシティ宣言」(令和5年3月24日(金)賛同)について報告した。	第三次守谷市男女共同参画推進計画の進捗状況について報告し、委員の方から意見をいただいた。		
	【両親学級】 第1子の夫婦を対象に妊娠・出産・育児の講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考える機会を提供する。	おやこ保健課	年8回開催(土曜日) 臨時開催3回(平日対応、各1組ずつ参加あり) 計11回 第1子妊娠中の夫婦が参加(男性114名、女性110名、計224名) <b>(令和4年度：男性123名、女性120名、計243名)</b>	新型コロナウイルスの5類への移行に伴い、妊婦体験を再開。沐浴体験と新たにミルクの調乳体験実施。産後うつや、先輩父親からのメッセージ動画の視聴とあわせ、産後の生活をより具体的にイメージできるような内容とした。相談することの大切さを強調した。アンケートからも、参加者全員から、夫婦で育児を考えるきっかけになったと回答を得た。	令和6年度夫婦参加型の子育て講演会・交流会を実施予定。	
	【道徳教育を中心とした男女平等教育の実施】 道徳の時間を通して、特に学習指導要領(道徳)内容 項目2「主として他人とのかかわりに関すること」における道徳的価値を深めていく。また、学校の教育活動全般を通して望ましい人間関係づくりや、男女相互理解を推進していく。	教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校において年間指導計画に基づき、道徳の時間を通して道徳的実践力の育成に努めた。</li> <li>様々な学校行事を通して、男女が互いに尊重し、協力していく態度の育成に努めた。</li> <li>保幼小中高一貫教育の取組の一環として、中学校区ごとに道徳教育計画を策定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どの学校においても男女が協力して活動する場面が多く見られた。異性を尊重し、互いに協力して助け合おうとする態度が養われている。</li> <li>男女共同参画推進に関する絵てがみコンクールに挑戦する児童が多く見られた。テーマに対する理解については個人差が見られるものの、児童の意識づくりのきっかけになっている。</li> </ul>		
イ 女性に対する暴力の防止	【住民基本台帳事務における支援措置】 DV、ストーカー行為等の被害者の保護のため、支援措置申出により、被害者(申出者及び併せて支援を求める者)に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課	令和6年3月末現在 支援措置実施件数85件(内 当市受付38件、他市から依頼47件) <b>(令和4年度：80件 うち 当市受付33件、他市から依頼47件)</b> 申出者及び併せて支援を求める者 合計175名(内 当市受付77名、他市から依頼98名) <b>(令和4年度：140名 内 当市受付66名、他市から依頼74名)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当市受付38件中：男性申出者10件</li> <li>他市から依頼47件中：男性申出者11件</li> <li>DV、ストーカー行為、児童虐待の他に家庭内不和などの理由による申出件数も多い</li> </ul>		
	【DV被害者に対する支援措置】 DV被害者の相談業務を随時行う。必要に応じて各課との連絡調整、緊急避難の支援等を行う。	市民協働推進課	新規相談として年間15件を受理し、他市町村との連絡調整、関係課との連携等を図り、被害者及びその子どもたちの安全確保と支援を行った。 <b>(令和4年度：20件)</b>	DV被害者に対する支援は緊急避難のみならず、避難後の生活のために子どもの福祉の確保や生活保護など福祉面での支援が必要になる。そのため、相談にあたる職員の専門性の確保が課題であり、現場での実践や研修への参加を通じ職員のスキルアップに努めている。 令和5年度は市民協働推進課にて担当したが、令和6年度以降は、人権推進室への業務移管を進めていくことが課題である。		
	【市営住宅配偶者被害者優先入居】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に該当する者を優先入居させる。	建設課	令和5年度は市営住宅の新規募集がなかったため、該当なし。 <b>(令和4年度：0件)</b>	当市の市営住宅は66戸であり、被害者の優先入居は、空き状況により左右される。		
ウ 地域活動における男女共同参画の促進	【市主催の会議における保育ルーム設置】 市主催の事業で市長が必要と認めた場合は保育ルームを設置する。	人権推進課	「ペアレント・トレーニング講演会」ほか各種事業において保育ルームを設置した。 22件 59名(対象乳児数及び保育サポーター数) <b>(令和4年度：24件 61名)</b>	令和5年度に生じた疑問を踏まえ、当業務を管轄すべき課について、子育て支援の主管であるのびのび子育て課と検討・調整を行った結果、令和6年度以降は人権推進課ではなくのびのび子育て課が管轄することになった。		
	【学校行事における男女平等教育の実施】 文化祭や運動会(体育祭)において、男女混合グループによる発表や男女混合の種目等を実施する。また、校外学習や社会科見学では、男女混合でグループを構成し、協力して見学や体験を行う。	教育指導課	各校で各種学校行事、教育活動を通して、男女混合のグループによる体験活動等を実施した。	各種学校行事を通して、協調性や自己有用感などが養われている。		
エ 男女が働きやすい環境づくりの推進	【審議会等委員への女性の参画促進】 第三次守谷市男女共同参画推進計画において、令和9年度までに、審議会等における女性委員の割合の目標値を40.0%としています。また、「各種審議会委員等の選考に関する運用基準」を設け、女性委員の登用を推進しています。	総務課	<p>【審議会等委員への女性の登用状況】 (令和5年度末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員総数：614名 <b>(令和4年度：614名)</b></li> <li>女性委員数：216名(35.2%) <b>(令和4年度：216名(35.2%)</b></li> </ul>	<p>【課題】 学識経験者等で継続が必要な委員が多いことから、女性登用が困難な委員会がある。</p> <p>【対策】 改選時や公募委員決定時に女性委員の登用を広く周知する。誰もが参加しやすいよう、リモートによる審議会参加を可能にするため、例規整備を検討する。</p>		

## 令和5年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

7/12

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況 (令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
子どもの人権						
ア 健やかな成長を支える教育環境の整備	【中高生保育体験及び子育てボランティアの受け入れ】 中学生の保育体験や職場体験、夏休み期間中の保育ボランティア等を積極的に受け入れ、乳幼児とのふれあいの機会を通して、将来の職業に保育士を選んでもらうことや新しい家庭を持ち、命を育んでいくことの大切さを啓発する。	土塔中央保育所	主に市内中高生等を対象として保育体験や職場体験及び子育てボランティアの受け入れを行なう。(専門学校、短大、大学等の学生も含む) 内容: 乳幼児の子どもたちと一緒に遊んだり基本的な生活習慣の介助を実施した。 ※土塔中央保育所での受け入れ人数 学生ボランティア 7名、職場体験2校 各4名ずつ、合計15名 (令和4年度: 学生ボランティア 1名)	公立保育所において中学生の保育体験や職場体験及び子育てボランティアを受け入れることにより、学生等が乳幼児と触れ合う機会を提供し、保育の楽しさや子育ての大切さを体験させることができた。また、学生が将来の職業として興味や関心を持つてもらえるよう工夫した。今後も乳幼児と触れ合う機会を提供することで、より多くの方に子育て支援の機会を提供していく。		
		北園保育所	主に市内中高生等を対象として保育体験や職場体験及び子育てボランティアの受け入れを行なう。(専門学校、短大、大学等の学生も含む) 内容: 乳幼児の子どもたちと一緒に遊んだり、基本的な生活習慣の介助をしたり、保育体験をする。 ※北園保育所での受け入れ人数 学生ボランティア 5名、職場体験2校 各校4名ずつ、合計13名 (令和4年度: 学生ボランティア 0名、職場体験0名)	公立保育所において中学生の保育体験や職場体験及び子育てボランティアを受け入れることにより、学生等が乳幼児と触れ合う機会を提供し、保育の楽しさや子育ての大切さを体験させることができた。また、学生が将来の職業として興味や関心を持つてもらえるよう工夫した。今後も乳幼児と触れ合う機会を提供することで、より多くの方に子育て支援の機会を提供していく。		
	【各種体験活動の実施】 児童生徒が主体となって参加できる各種体験活動を通して、心豊かな児童生徒を育てる。	教育指導課	・み=身支度、そ=掃除、あ=あいさつ、じ=時間を守る、からなる「あじみぞ運動」「あじみ運動」を中心に基本的な生活習慣や責任感等の育成を図った。 ・各校において「いじめをなくそう仲良し週間」を通して、児童生徒が主体的に思いやりや誰もが尊重される学校や地域社会をつくっていくとする意識を高めた。	児童生徒主体の委員会活動や係活動を通して、思いやりの心や協調性、責任感等が養われている。		
イ 子どもの権利が尊重される環境づくり	【人権を意識した校内環境づくりの充実】 校内掲示物や教室環境、言語環境等における、人権に配慮した環境づくり及び点検を行っていく。	教育指導課	計画訪問(各校1回)の全体会において、校内掲示物や言語環境に対しての指導・助言を行なった。	・教室内の掲示物は、個人作品を掲示せず、データとして閲覧できるようにする。 ・言語環境においては、教職員が更に意識して取り組んでいく必要がある。		
	【人権教育を推進するための教育計画作成・研修の実施】 人権教育の全体計画、推進計画、年間指導計画の見直しと計画的・継続的な研修を行っていく。	教育指導課	・各校、人権教育計画に沿って、教職員が人権感覚を高め1人1人を大切にした学級経営を充実させている。また、法律の理解、言語環境の研修等を実施している。 ・人権教育指導資料「みんなえがお」掲載の『人権感覚チェックリスト』を活用して、教職員の人権感覚の向上に努めた。	・人権教育における各計画の見直しは適切に行われている。 ・今後も引き続き、県教委作成の啓発映画「ホーム」の視聴を通して、人権感覚を高めるようにしていきたい。		
	【情報発信と保護者・地域社会との連携】 学校・家庭・地域社会と連携を図り、人権課題の正しい理解と啓発活動を推進するために、積極的に情報公開を行い、信頼される学校づくりを進めていく。	教育指導課	・ホームページや各種便りでの情報公開、発信については、各学校とも積極的に行なっている。 ・学校公開日や授業参観日を各学校定期的に実施し、地域に開かれた教育を実践している。 ・各学校ともホームページに、「いじめ防止基本方針」を掲載している。	情報公開、発信を通して「開かれた学校づくり」に努め、誰もが尊重される学校づくりを継続していく。		
ウ いじめや不登校等に関する取組	【家庭児童相談事業】 家庭や学校の問題、育児の問題など、適正な児童育成、家庭福祉の向上を図るための相談を行う。	のびのび子育て課	児童相談(令和6年3月31日現在) 相談件数165件(令和4年度: 134件) ※出張相談 南守谷児童センター(毎週金曜日) 守谷駅前親子ふれあいルーム(毎月第2水曜日) その他、要望により随時対応	子どもの問題や育児の問題など様々な相談に対応することで、不安の解消につながることができた。 不登校の相談については、登校や相談室に来所することが難しい児童に対してオンライン相談を実施し、児童の状況に応じた形態での相談対応をすることができた。 また、出張相談を実施することにより、児童、保護者の双方と身近な場所での相談を実施することができた。		
	【各中学校区生徒指導部会の開催】 いじめや不登校に関する情報交換や校区内での共通支援に向け、定期的に部会や研修を行う。	教育指導課	・必要に応じて、各中学校区3~4回の生徒指導部会を行い、いじめや不登校の未然防止や解消に向け情報交換等を実施している。 ・各校のケース会議等に総合教育支援センター相談員、教育委員会が参加し、支援内容について共有を図っている。	・教職員の不登校に対する早期発見、早期対応の意識が高くなったが、学校の支援やサポートだけでは対応できない状況も見られる。 ・令和6年度から始まる「いじめ防止プログラム」において、いじめに関する(早期発見、重大事態のフローチャート等)研修を掲載した。各校において活用を図っていく。		
	【いじめ実態調査】 毎月各小中学校で調査を行う。いじめの認知件数、解消件数、継続支援件数、及び内容や援助指導の状況等を把握し、いじめの早期発見、早期対応に努めている。	教育指導課	・各校及び教育委員会にいじめ対策本部を設置し、いじめの早期発見、対策、解消に向けて組織で対応するために、毎月校内いじめ対策会議を行なっている。 ・総合教育支援センターに配置となつたいじめ対策指導員が毎月1回、各校の校内いじめ対策委員会に参加し、いじめの未然防止、早期対応において的確なアドバイスを行い、支援体制の更なる充実を図っている。 ・毎月各小中学校からいじめ認知調査についての報告を受け、学校・教育委員会、いじめ対策指導員及び関係機関が連携をし、いじめの早期対応に努めている。	・毎月、校内いじめ認知報告とともに議事録を作成し、組織で事案の検討、対応が図られるようになった。 ・いじめ認知件数が増加している。各校、早期発見・対応に尽力している成果が見られる。 ・児童生徒の中に、「いじめを許さない」という意識が高まっている。 ・今後も継続支援が必要である。		

## 令和5年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

8/12

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容		(3) 事業実施状況 (令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
エ 児童虐待の防止	【住民基本台帳事務における支援措置】 児童虐待の被害者保護のため、支援措置申出により、被害者に係る住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写し等の交付制限を行う。	総合窓口課	令和6年3月末現在 支援措置実施件数 2件 (令和4年度: 1件) ※女性の人の権利 イ 女性に対する暴力の防止 支援措置実施件数と重複				
	【虐待の早期発見と予防の啓発】 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通して、虐待を受けている児童や養育支援を必要とする家庭を早期に発見して適切な支援を行う。	のびのび子育て課	令和2年度より設置した子ども家庭支援拠点の事務局を中心に、守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会会議、ファミリーサポートセンターのサポーター研修、広報等で虐待の早期発見と予防の啓発をした。虐待の窓口を「保護者を守る相談窓口」と名称を改変してホームページで周知し、市民がより相談しやすい環境になるよう務めた。	特に要支援児童の相談が増加し、支援が必要な子どもや家庭に対して、保健センターや学校等の関係機関などと連携を取りながら支援を実施することができた。また、支援におけるオンライン相談の活用によって、時間的・物理的な制約などで来所することが難しい相談者への対応が可能になった。今後も虐待の未然防止、育児不安の解消を第一に考え、これらの家庭を支援する体制を堅持していく。			
	【守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会会議の開催】 代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議・進行管理会議を開催し、ネットワークの強化、虐待事例の情報共有、虐待対応技術の向上を図る。	のびのび子育て課	会議実施状況 (令和6年3月31日現在) 令和5年6月 9日 (金) 第1回実務者会議 (学齢児関連機関) 令和5年6月 16日 (金) 第1回実務者会議 (未就学児関連機関) 令和5年6月 20日 (火) 代表者会議 令和6年1月 16日 (火) 第2回実務者会議 (講演会)				
	【虐待等に関する相談】 家庭相談員や虐待相談窓口の職員による相談・支援を行う。	のびのび子育て課	虐待等に関する相談 (令和6年3月31日現在) 要保護相談 (虐待) 32件 要支援相談 (養護) 96件 (令和4年度: 要保護相談 (虐待) 30件 要支援相談 (養護) 69件)	通報を受け、児童の安全確認を迅速に実施した。必要に応じ児童相談所での一時保護措置や守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会を通じて見守りをすることができた。			
高齢者的人権							
ア 虐待の早期発見・対応	【地域包括ケアシステムの構築】 地域で高齢者が安全で安心に生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かな街づくりを行う。	健幸長寿課	・「見守り活動等に関する協定」を60事業所と結び、拠点を整備している。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会の開催 11月21日 (火) 20事業所が参加	協定を結んだ事業所により、安否確認や見守りが必要な高齢者等の発見などにつながっている。さらに協力事業所を拡大することで見守り体制を強化していく。			
	【高齢者権利擁護事業】 高齢者虐待防止に関する啓発を進めるとともに、虐待への対応や防止、養護者への支援を行う。	健幸長寿課	・事業所の介護支援専門員、民生委員、家族、本人等からの高齢者虐待に関する相談を受け、対応した。 ・令和5年度: 通報件数10件、認定件数3件 (令和4年度: 通報件数21件、認定件数11件)	虐待について、介護保険事業所が共通認識を持てるよう、包括支援センターと協働し研修会等開催し、虐待防止の啓発を継続する必要がある。			
イ 権利擁護事業の推進	【高齢者権利擁護事業】 高齢者の成年後見制度などの権利擁護に関する相談対応を行う。	健幸長寿課	・高齢者の成年後見制度利用に関する相談を受け対応した。 令和5年度相談実績 健幸長寿課: 42件 (令和4年度: 42件) 守谷市北部地域包括支援センター: 13件 守谷市南部地域包括支援センター: 5件 (令和4年度: 北部南部あわせて33件)  ・地域包括支援センター・社会福祉協議会の職員を対象とした権利擁護機関連絡会を実施した。 回数: 6月・9月・12月・3月の計4回 参加人数: 延べ34名 (令和4年度: 延べ20名) 内容: 守谷市成年後見制度利用促進基本計画について、制度の利用事例等	成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民や関係機関等への研修を実施し制度の周知を行い、市民が自立し安心した生活を営むための支援につなげる。			
	【成年後見制度利用支援事業】 成年後見制度の利用が必要だが、家庭裁判所の申し立て手続きができない高齢者を対象に、市長が申立て人になることや低所得者には費用の助成を行う。 市民に対する成年後見制度の普及啓発を行う。	健幸長寿課	・守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定に基づき、要支援者に対する支援を行った。 令和5年度実績 市長申立て: 1件 (令和4年度: 1件) 親族申立て支援: 6件 (令和4年度: 8件) 費用助成: 1件 (令和4年度: 0件)  ・市民向け講演会の開催 1回 参加 39名 (令和4年度: 1回開催、50名)	市民、関係機関へ成年後見制度の普及啓発および、申立て支援、費用助成等、制度利用に関する支援を実施する。			
ウ 地域での相談・支援体制の推進	【地域包括ケアシステムの構築】【再掲】 高齢者が安全で安心に生活できるよう、地域で互いに支えあう豊かなまちづくりを行う。	健幸長寿課	・「見守り活動等に関する協定」を60事業所と結び、拠点を整備している。 ・見守り活動等協力事業所情報交換会の開催 11月21日 (火) 20事業所が参加	協定を結んだ事業所により、安否確認や見守りが必要な高齢者等の発見などにつながっている。さらに協力事業所を拡大することで見守り体制を強化していく。			
	【総合相談事業】 地域包括支援センターが、地域の相談窓口として高齢者のあらゆる相談を受ける。	健幸長寿課	委託の地域包括支援センターを2か所に設置し、高齢者の総合相談に対応し支援を実施した。 令和5年度総合相談実績 延べ4,709件 (実1,067件) (令和4年度: 延べ3,307件、実1,067件)	地域包括支援センターの職員が、市や関係機関、民生委員などとの連携を通じ、高齢者とその家族の支援に対応できる体制を整備する。また、地域に出向くことで相談しやすい環境を作る事ができる。			
	【認知症サポーター等養成事業】 認知症についての理解を深めてもらい、できる範囲での支援を行う認知症サポーターを養成する講座を開催する。	健幸長寿課	まちづくり協議会や一般公募等で実施 令和5年度認知症サポーター養成講座実績 14回 延べ216人 (令和4年度: 10回延べ181名)	認知症を正しく理解した「認知症サポーター」を養成することで、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者による支援を広げることができる。			

## 令和5年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

9/12

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容		(3) 事業実施状況 (令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
障がい者の人権							
ア 障がいのある人への理解促進と社会参加への支援	【市職員への採用】 障がい者の自立と社会参加の促進を目指して、計画的な職員採用を行っている。	総務課	【常時勤務の障がいのある市職員数】 (令和5年度末現在) ・重度身体障がい者：4名 (令和4年度：4名) ・重度身体障がい者以外：6名 (令和4年度：6名) ・精神障がい者：2名 (うち会計年度任用職員1名) (令和4年度：2名 (うち会計年度任用職員1名))	【課題】 障がいのある市職員が働きやすい職場環境の整備 (ユニバーサルデザインなど)。障がいの特性を生かした職域開発。 【対策】 ・守谷市公共施設等総合計画において、施設改修時等に提案・検討していく。 ・障害者活躍推進計画に則り、障害者の職場環境の向上に努め、計画的な職員採用を行う。		厚生労働省が定めている基準と市の達成割合はどうなっているか。達成してなければ、達成する対策はあるか。	厚生労働省基準には達しているが、今後、厚生労働省基準値の増加等も予想されるため、引き続き計画的な採用等に努めていきたい。
	【精神保健事業】 こころの病に対してテーマを決めて正しい知識の啓発を実施している。	保健予防課	自殺対策の一環としてひきこもり取組みを行った。市民を対象にゲートキーパー研修を実施。9名が受講した。 (令和4年度：29名)	受講者がひきこもり、自殺に関する基礎知識を学び、ゲートキーパーの養成を行うとともに、ゲートキーパー自身の負担軽減、セルフケア知識・技術の向上が期待できる。			
	【守谷駅自由通路及びペデストリアンデッキの清掃】 障がい者の自立及び社会参加を支援するとともに、障がい者の福祉の増進に寄与する。	建設課	守谷駅自由通路の清掃業務を市内2団体と委託契約をした。 特定非営利活動法人 なごみ : 152回 258名 (令和4年度：141回 273名) 守谷市障がい児父母の会 : 155回 400名 (令和4年度：157回 501名)	TX開業時より実施している。今後も継続することで、障がい者の福祉の増進に寄与する。			
	【障がい者週間の周知】 障害者基本法により、毎年12月3日から12月9日まで「障がい者週間」が規定されているが、この期間中、庁舎正面に懸垂幕の掲出をし、広報に関係記事を掲載するとともに、障がいに対する勉強会や講演会を開催し、障がい者への理解促進を図る。	健幸長寿課	ペデストリアンデッキの清掃業務を市内1団体と委託契約をした。 特定非営利活動法人 なごみ : 89回 173名 (令和4年度：92回 159名)	障がい者への理解促進を図る周知活動の実施。			
	【就労移行支援事業の利用促進】 市内の事業所にて就労移行支援事業を実施しており、ハローワークと連携し、就労に結び付けられるよう支援を行っていく。	健幸長寿課	市内の5事業所 (ゼロポイント、ワークショッピングループ、ifoward) もりや、ぽんてヴィータ、アドバンス) において、就労移行支援事業を実施しており、就労に結び付けられるよう支援を行っている。	必要に応じ、事業所や相談員と連携し支援を行っていく。		就労に結び付けられるよう支援を行っているが、具体的にどのようなことをやっているか。	事業所は対象者に体力づくり・生活リズムの構築・パソコンの基本的な操作等の基礎的な訓練を行った上で、各種資格の取得・パソコンの応用等の実践訓練を行う。就職活動では応募書類の作成支援・職場見学・ハローワークへの同行支援を行う。市は関係機関との調整を行う。
イ 障がいのある方の権利擁護と自己決定の尊重	【精神保健事業】 当事者、家族からの相談を実施している。相談者が自分の生活について自己決定ができるようにする。	保健予防課	ここでの健康相談を実施 ・定例相談日は月1回、その他随時相談を受け付けている。 ・対象者は10代～80代と幅広く、相談内容は精神疾患に関することや、生活上の不安、家族内の対応等、多岐に渡る。 【実績】 電話327件、面接91件、訪問20件 他機関との連携支援24件 (令和4年度：電話相談393件、面接95件、訪問20件、他機関との連携支援0件)	受診援助や不安への寄り添い等、相談によってその人らしい生活を保てるように支援している。 家族関係も複雑になっており、関係機関と連携し、家庭全体を支える必要があるため担当課との連携強化を図っている。			
	【成年後見制度利用支援事業の実施】 障がい者の権利を擁護するため、守谷市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき支援事業を行ってい	健幸長寿課	令和5年度実績 費用助成 : 1件 (令和4年度：0件) 後見人支援 : 2件 (令和4年度：1件)	引き続き、制度の周知を図っていく。			
	【障がい福祉サービス利用の支援】 障がいが必要とする障がい福祉サービスの利用を支援するために、「障がい福祉のしおり」において事業所の一覧を掲載し、利用できる福祉サービスの周知を図っていく。	健幸長寿課	・「障がい者福祉のしおり」「守谷市障がい福祉事業所ガイドブック」において事業所の一覧を掲載 ・市役所窓口で各事業所のパンフレットを配布し事業所の周知を行っている ・守谷市障がい福祉サービス事業所連絡協議会の展示コーナーを庁舎に設けるほか、同会が作成したマップ (市が補助金を交付) やパンフレットを配布している。	しおりやガイドブックを配布することで、初めて手帳を取得またはサービスを利用する人の理解を促進することができる。 サービスの内容や事業所等に変更がある場合は、その都度更新する必要がある。			
ウ 生活環境ネットワークの形成	【守谷市地域自立支援協議会の活用】 平成24年2月に守谷市地域自立支援協議会を設置し、数ヶ月に1回の頻度で障がい者支援や福祉サービスの利用について協議を行っている。また、住み慣れた地域で在宅の寝たきり・認知症老人、重度障がいのある要援護者が在宅サービスを利用できるように、福祉・保健・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図っていく。	健幸長寿課	令和5年度は、協議会を6回 (5・7・9・11・1・3月) 開催した。 障がい者が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら生活していくことができるよう、保健・福祉・医療の各サービス機関が連携する在宅支援システムの構築を図るよう協議を行った。	地域自立支援協議会の運営に關し、より積極的・専門的な支援について協議できるよう、分野別部会の設置を検討する必要がある。			

## 令和5年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

10/12

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容		(3) 事業実施状況 (令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
エ 特別支援教育の充実	【特別支援教育就学奨励費】 就学のため必要な経費について、その費用の一部を補助する。特別支援学級在籍者が対象で、所得の審査を行っている。	学校教育課	令和5年度で、小学生93名中学生21名が認定を受けている。主な費目は、学用品通学用品購入費、新入学児童生徒用品費、学校給食費を支給している。 <small>(令和4年度: 小学生77名 中学生19名)</small>	保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることができる。			
	【インクルーシブ教育の実施】 ・インクルーシブ教育の理解促進と充実を図る。域内の教育資源を組み合わせて共有し、障がいの有無に関わらず、誰もが平等に教育を受けるシステムであり、1人1人の児童生徒に細やかな支援を行う。	教育指導課	・各校、年4回の守谷市教育支援委員会に向け、校内教育支援委員会を開催している。 ・各校で個別に支援が必要な児童生徒への合理的配慮の検討を行っている。また、実践や課題について共有化を図るとともに、各校の実態に応じた取組を推進している。	・特別支援学級、通常学級にかかわらず、支援が必要な児童生徒が等しく教育を受ける権利を保障していく意識が高まっている。 ・個別の支援が必要な児童生徒への指導・支援の充実を図るために、教職員の専門性の向上が課題である。			
	【守谷市総合教育支援センターの活用】 ・教育全般や子育てに関するさまざまな問題、また小学校入学前のお子さんの心身の発達や就学に関わる相談を受け付け、支援を行う。 ・相談の対象を小学生から一般の方々まで広げ、幅広く相談に対応していく。	教育指導課	・教育相談や電話相談、各学校からの発達検査依頼に応じて、支援活動を行った。 発達検査実施件数: 未就学児童 7件 (令和4年度: 1件) 小学生 62件 (令和4年度: 55件) 中学生 7件 (令和4年度: 11件) ・教育相談から、適切な教育支援につながるよう、関係諸機関との連携を図った。	・発達障害に対する保護者の理解が進み、検査を希望する件数が増えつつある。それに伴い、検査を行うことができる人員をさらに増やしていく必要がある。 ・令和6年度より、未就学児に関する教育相談に対応する相談員を増員することができた。保護者に寄り添った対応を充実していきたい。			
	【市教育支援委員会による調査、審議】 支援が必要な児童生徒の適正な就学指導及びこれに関わる必要な事項について調査、審議し教育支援体制を整える。	教育指導課	・年4回(9月、10月、11月、1月)守谷市教育支援委員会(委員15名、専門委員13名)を開催した。 審議件数: 未就学児童 31名 (令和4年度: 31名) 就学児童生徒 99名 (令和4年度: 99名) ・保育所(園)、幼稚園、療育教室、守谷市総合教育支援センター等と連携し、未就学児の見取りを行った。	・通級指導教室が2校(守谷小・郷州小)に開設されている。今後も充実した支援ができるよう研修を重ねていきたい。 ・県教委より「適切な学びの場ガイドライン」が出され、今後、ますます「通級による指導」の場の充実、通常学級における支援が必要な児童生徒への対応が必要になってくる。今年度よりLITALICO教育ソフトが導入されたことで、特別支援教育に関する教職員の力量向上が期待される。			
	【児童発達支援】 発達に心配のある就学前の児童及び保護者に対して、療育指導(個別指導・集団指導)を実施する。	おやこ保健課	令和5年度実績 利用契約者数 160名 (令和4年度: 146名) 延べ利用人数 2,232名 (令和4年度: 2,091名) 集団指導については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施しなかった。	児童が日常生活における基本的な動作、知識技能を身につけることや、保護者が児童への接し方を学ぶことができるよう支援を行っている。			
オ 虐待の早期発見・対応	【障がい者虐待防止センターの設置】 平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、障がい者虐待防止センターを市に設置している。また、虐待を受けた障がい者の一時的な保護施設を市外施設に2箇所確保し、緊急的な措置に備えている。障がい者虐待への対応については、国で作成したマニュアルに基づき、県・警察と連携を図り、虐待の未然防止や虐待発生時の迅速な対応を図るよう体制を整備する。	健幸長寿課	令和5年度: 通報件数1件 (令和4年度: 8件) 養護者との面談、指導を実施した。障がい福祉サービス事業所、訪問看護等と連携し支援を実施した。	虐待の認定について適切に対処し、虐待を受けた障がい者及び虐待を行った養護者への支援方法等について、具体的な処遇を県や関係団体と連携し対応する。虐待対応研修等を受講し、職員のスキルアップを図る必要がある。			
	【障がい者虐待防止への周知】 市において障がい者虐待防止に関するパンフレットを用意し、市内障がい福祉事業所、民生委員児童委員、地域自立支援協議会委員等に配布し周知を図る。	健幸長寿課	相談支援事業所連絡会において、障がい者虐待の防止について周知を行うと共に、障がい者虐待の防止、早期発見・通報について周知及び依頼を行った。	引き続き、関係機関等へ啓発および周知を行う。			

## 令和5年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

11/12

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況 (令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
同和問題						
ア 差別意識の解消に向けた教育・啓発の取組	<b>【同和対策啓発事業】</b> 同和問題は、基本的人権にかかわる重要な問題であり、問題解決のためには、市民1人1人が、人権や差別について深く学び、正しく理解する必要がある。市民の正しい理解と認識を促進する手段として、啓発活動及び研修会等を実施する。また、同和関係運動団体が主催する研修会への参加を通して同和問題の早期解決に向けた取組を推進する。	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県が対応している同和関係運動4団体が主催する研修会へ参加した。</li> <li>令和5年度は14回の開催があり、116名が参加した。宿泊の研修も例年通りの6回開催され参加した。<b>(令和4年度: 105名)</b></li> <li>・茨城県と茨城県教育委員会が作成した人権問題啓発映画「ホーム」の上映会を会計年度任用職員と新規採用職員（参加人数: 44名）を対象に行なった。<b>(令和4年度: 81名)</b></li> <li>・市職員向けに人権（同和）問題に関する研修会を行なった。 (参加人数: 係長級以下職員 52名) <b>(令和4年度: 開催なし)</b></li> </ul>	<p>人権が尊重された社会の確立に向けて、市の職員や教職員が人権問題を課題として捉え、豊かな人権教育を育むために、積極的に人権啓発や研修会に参加していく必要がある。</p>	<p>令和5年度における事業実績として、市職員向けに人権（同和）問題に関する研修会を行なったとあるが、同研修会は同和問題に特化したものか。それとも、人権教育の中にも同和問題についてもお話をあったという理解でよいか。質問の趣旨としては、職員の方々への人権教育は重要であると考えており、現行の基本計画においては、地方公共団体の政府職員に対する人権教育が明示的には柱として立っていないようである。現行の基本計画に対する直接の質問でないかもしれません、今後の基本計画の見直しに当たり、職員に対する人権教育についても盛り込むことを検討することは可能か。</p>	事業実施状況に書かれている研修会は同和問題に特化したものになる。職員向けの研修会はダイバーシティ研修会等、人権に関する研修会は行っているが、基本計画を見直しする際は、人権教育についても検討していかたいと思う。
イ 就労、産業を支援するための取組	<b>【職業相談事業】</b> <b>【再掲】</b> ハローワーク常総との連携により、地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催。	人権推進課	<p>偶数月の第3水曜日の全6回、相談日を設け、常総公共職業安定所の職業指導官による出張相談会を開催した。地域住民の雇用促進と職業の安定を目的として職業相談会を開催した。広報、ポスター、ホームページでの周知のほか、生活相談員を通じてポスター・チラシなどの案内を地域住民に配布している。</p> <p>相談件数: 15件 <b>(令和4年度: 0件)</b></p>	<p>令和5年度はホームページに開催記事を掲載するだけではなく、Morinfoで新着情報を載せるようにしたことで、相談件数が大幅に増えた。令和6年度も同様に周知していく。</p>		
ウ 地域交流を促進するための取組	<b>【東板戸井集会所施設維持管理事業】</b> <b>【再掲】</b> 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。	生涯学習課	<p>生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。</p> <p>定期使用: 手編み、民謡、書道 定期使用以外: 出前サロン、子供会、シニアクラブ、自治会等</p>	<p>施設の老朽化により計画的に補修等を行う。大規模改修が必要になった場合、他の施設との機能統合等を検討する必要がある。</p> <p>補修等による環境整備を行うことにより、安全な活動場所の提供ができる。</p>	<p><b>【東板戸井集会所施設維持管理事業】</b> 生涯学習の場として、市民に活動場所を提供することにより、市民相互の交流を図る。</p>	
外国人の人権						
ア 共生意識、異文化理解の促進	<b>【国際交流推進事業】</b> 青少年海外派遣、姉妹都市交流を行い、国際交流の推進を図る。	市民協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年海外派遣事業として、中高生10名、市民1名、職員1名をマインブルク市に派遣し、交流を行った。</li> <li>・マインブルク市の訪問団13名が10月30日～11月5日に来市し、ホームステイや中学校訪問を行い、守谷市民延べ120人超との交流の機会を創出した。 <b>(令和4年度: 国際姉妹都市であるマインブルク市とカード・動画の交換交流を実施)</b></li> </ul>	<p>継続的な姉妹都市交流を行うことで、国際交流に興味を持つ市民が増え、新規のホームステイ受入希望家庭の増加につながった。また、今年度新たな取組として、新しい守谷市給食センターにおいて見学会や昼食会を実施し、日本の食育文化への理解を促進した。</p>		
	<b>【国際交流員事業】</b> 国際交流員が企画するイベントや講座、また国際交流員の派遣事業を通じて異文化理解を図る。	市民協働推進課	<p>国際交流員のドイツ料理教室や語学講座、イベント等を実施し、市民が異文化に触れ合う場を提供することができた。</p> <p>■ 4～7月（前任者） ・交流会&amp;ドイツ料理教室（1回、10名） ・ドイツ語講座初級（9回、24名） ・オンライン英会話（3回、31名） ■ 8～3月（現任者） ・ドイツ語講座初級 水曜コース（10回、200名） ・ドイツ語講座初級 木曜コース（10回、220名） ・「ニコラウスの日 お話しと工作」（1回、親子20名） ・「クリスマスパーティー作り教室」（2回、親子等49名） ・「カーニバルの仮面を作ろう」（1回、子9名） ・「シュールテューデ 親子工作イベント」（1回、親子13名） ・ドイツのゲーム大会（2回、10名） ・イースター工作（1回、子19名） ■ 令和4年度実績 ・ドイツ料理教室（12回、150名） ・スペイン料理教室（2回、21名） ・ドイツ語講座初級（27回、226名） ・ドイツ語講座初級ステップアップ（11回、151名） ・ドイツ語講座中級（9回、32名） ・ドイツ語読解講座中上級（8回、41名） ・ドイツ語講座初心者（9回、45名） ・ドイツ語体験講座（1回、3名） ・親子工作（2回、16名） ・オンライン英会話（15回、106名） ・夏のゲーム会（1回、8名） ・お話会（1回、10名） ・学校訪問（2回、127名）</p>	<p>前任の国際交流員の素晴らしい取組を踏襲しつつ、8月に着任した新たな国際交流員も、新たな取組にチャレンジし、ドイツ文化を伝える工作教室などを実施した。多世代が参加できる行事を集合形式で実施することにより、ドイツをより身近に感じられ、実体験の伴う異文化理解の促進に寄与することができた。</p>		

## 令和5年度 人権施策関連事業調査質疑回答表

12/12

(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況 (令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
ア 共生意識、異文化理解の促進	【国際教育の実施】 ・小中学校に、1人以上のALT講師（外国语指導助手・大規模小学校及び中学校には2名）配置による児童生徒の英語力とグローバル感覚を向上させる。 ・小学校1～4年生対象の「ALTとあそぼう・話そう」を実施し、英語や異文化に対して一層の理解を図る。 ・小学校5～6年生及び中学校1年生対象の「イングリッシュ・キャンプ」を実施し、ALT講師と1日を英語だけで過ごしながら、英語や異文化に対しての体験的な理解を深める。	教育指導課	・小学校の全ての外国语活動及び外国语の授業にALT講師が参加し、英語ネイティブスピーカーとの交流により英語力の向上及びグローバル感覚の向上を図っている。特に中学校では、自分自身の考え方や気持ちを積極的に世界に発信することができる生徒の育成を目指して、自己表現活動等においてALT講師とかかわりながらグローバルな視点でのコミュニケーション能力の向上に努めている。 ・「ALTと学ぼう」は、4回（6、9、10、11月）開催した。多くの市内小学生が参加し、ALTと一緒に楽しく活動することができた。 <b>(令和4年度：4回)</b> ・小学校5・6年生及び中学校1・2年生を対象とした対面による「もりやイングリッシュ・キャンプ」を1回（12月）開催し、ALTと一緒に小中交流も含めたコミュニケーション活動を実施した。 <b>(令和4年度：1回)</b>	本市児童生徒、及び保護者の英語教育に関する興味・関心は高い。今後も保幼小中高一貫教育の観点から英語教育を充実させ、グローバル化に対応した人材育成を図っていきたい。		
イ 暮らしやすい環境の充実	【外国人に理解しやすい情報提供】 外国人来庁及び電話等による問合せ時に職員、国際交流員による通訳を行い、利便性を高める。	市民協働推進課	やさしい日本語を推進するために、若手職員向けに研修を実施した。また、継続してやさしい日本語による情報発信（市ホームページ等）を行った。	やさしい日本語を活用することで、英語圏に偏らず、広く外国人住民に情報提供することができた。また、市職員の意識改革につなげることができた。		
感染症・難病患者等の人権						
ア 正しい知識の普及・啓発と理解の促進	【健康教育の推進】 保健学習「健やかな成長」「栄養と健康」「運動と健康」等の单元を中心に、男女の成長の特徴を理解させ、望ましい異性観や正しい性意識の形成を図る。	教育指導課	保健、社会や学級活動の授業を通して、心身の成長、望ましい異性観などについて学習してきた。	発達段階に応じた保健学習等を通して、望ましい価値観の育成や、健やかな心身の成長に努めてきた。今後も継続支援が必要である。		
イ 保健所等関係機関との連携	【竜ヶ崎保健所や医療機関との連携】 感染症や難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談について連携する。	保健予防課	新型コロナウイルス感染症に対して、国的情報や社会情勢に応じて、連携を図った。 難病患者等に対する専門的知識に基づく保健指導や相談はない。難病申請に関する市民からの問い合わせは、随時保健所へつなぐ対応。	今後、相談ケースが生じた場合は、医療機関・保健所等と連携しながら支援していく。		
刑を終えて出所した人の人権						
偏見や差別の意識を解消するための啓発	【社会を明るくする運動の実施】 立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをするために、「社会を明るくする運動」を通じ、偏見を解消するための啓発活動を実施する。	社会福祉課	取手地区保護司会守谷支部及び守谷市更生保護女性会と連携し、啓発活動、更生施設への募金活動として、「社会を明るくする運動 愛の募金 映画会」を7月9日（日）にもりりん中央で実施。約300名の来場があり、更生保護啓発動画の上映や当イベントの収益金約10万円を更生施設へ寄付した。また映画会の長年の取組みが評価され、7月5日（水）に法務省主催のキックオフイベントに全国の取組み事例として紹介された。 <b>(令和4年度：309名)</b>	映画会の実施により「社会を明るくする運動」を周知すると共に、市民の意識の向上を図ることができた。課題は、犯罪が低年齢化していることであり、社会を明るくする運動の啓発グッズを市内小中学校へ配布すると共に、保護司会、更生保護女性会と協働して訪問し、啓発活動を実施する。		
犯罪被害者等の人権						
被害者支援に関する取組	【犯罪被害者週間の周知】 毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の一週間が「犯罪被害者週間」と定められており、広報やHPに関係記事を掲載することにより犯罪被害者等の置かれた状況等についての理解を深める。	社会福祉課	・犯罪被害者週間に合わせポスターの掲示及びパンフレットを設置しての啓発活動。 ・いばらき被害者支援センターのチラシ等を市役所庁舎に設置。 ・令和5年度からいばらき被害者支援センターに関する募金箱を設置し、啓発およびセンター運営の補助的活動を行った。	課題として、県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体である（社）いばらき被害者支援センターや被害者の状況に関して、市民への広報が行き渡っていない状況がある。対策として、引き続き窓口、庁舎内での周知や市ホームページを活用した啓発活動を実施する。		
インターネット等による人権侵害						
ア 情報モラルの向上	【市ホームページにおける人権を尊重した表現の推進】 高齢者、視覚障がい者、子ども等にも平等に情報閲覧が可能なよう、アクセシビリティの維持、向上を図る。  【情報教育推進委員会の実施】 ・研修会や公開授業を通して、教職員が情報スキルの向上を目指す。また、情報モラル教育の必要性について認識し、これらを児童生徒へ還元する。	秘書課	2月に市のホームページをリニューアルし、「音声読み上げ」、「やさしい日本語変換」、「各公共施設概要へのバリアフリーアイコンの表示」、「チャットボットの導入」といった機能を実装したこと、アクセシビリティを向上させた。 また、ホームページのリニューアルに伴い、職員を対象にホームページ管理システムの研修を行い、ウェブアクセシビリティについて説明を行った。 実施日  開催日：令和6年1月30日（火）から令和6年2月1日（木） 受講人数：179名（管理者10名、承認者31名、作業者138名）	旧サイトから新サイトへの移行を短期間で行う必要があり、新サイトについて充分に確認する時間が確保できなかつたことから、ウェブアクセシビリティ上で修繕が必要な機能やページが残っている。 その対応策として、管理者として継続的な確認・修繕を行うとともに、職員向けにホームページ管理システムの研修を定期的に行い、アクセシビリティへの認識の定着を図る必要がある。		
(1) 施策の方向	(2) 【事業名】 事業の内容	(3) 事業実施状況 (令和5年度)	(4) 課題、対策及び効果	(5) (1)を今後実施する予定がある場合の事業名とその内容	(6) 質疑内容	(7) 回答内容
イ 学校における情報教育の推進	【メディアリテラシー教育の実施】 ・小中学校ともに、特別活動等を利用し、メディアリテラシーについて学習する。 ・外部講師を招きケータイ・ネット安全利用に関する講習会を実施する。	教育指導課	・各小中学校で外部講師を招いたケータイ・ネット安全利用に関する講習会を実施した。また、各担任がネットの安全利用についての授業を実施した。 ・守谷市小中一貫情報教育指導計画を策定し、メディアリテラシーについて発達段階に応じた指導が行われている。	・発達段階に応じた、情報モラルを含む情報活用能力の育成を市内全小中学校において計画的に行う。 ・情報モラルの大切さを認識する一方で、携帯電話、スマートフォンを媒介としたトラブルは増加の傾向にある。今後は、小学校の中学年や保護者も含めた啓発活動が重要である。		
その他の人権問題						